

「温故」

第4号

須佐町郷土史研究会

「温故」四号をお送りいたします。

前号に続き津田常名翁(公輔)の「回天実記」

山口県地方史学会「山口県地方史研究」第四

六号」に資料紹介として掲載された「伊能忠

敬測量日記」のうち、この地方に関係のある

ものを紹介しました。

続いて今も育英小学校に保存されている益

田親施公手書の「育英館規範」をとりあげて

みました。更に古文書を読むにあたって必要

な年月日、時刻、方角などの見方を参考まで

につけ加えておきました。

目次

回天実記(前号のつづき)……………2

伊能忠敬翁測量日記より……………18

益田親施公手書「育英館規範」……………23

古文書に出る年月日、時刻、方角……………27

回天実記

(温故二号のつゞき)

津田公輔ガ屠腹(切腹)ノ請願八邑政堂ニ於テ採用セズ、別ニ新嶽舎ヲ構造スルニ決シ公輔ノ宅中ニ於テ別ニ一室ヲ借上げ、周ラスニ方四寸ノ柱ヲ密植シテ之ヲ禁錮スルノ旨ヲ其ノ親族ニ令シ、直ニ工事係員ヲ出張セシメテ実地取調べノ事アリ。是全月二日ナリ。然ルニ日夕ニ至リ干城隊国貞直入、佐久間勇熊佐久間禄右衛門、八谷藤吾、湯川丑兵衛等来須セリ。初メ回天軍ノ隊名ニ依リ、三浦政衛内田茂樹等田万村ニ派出セシガ、其ノ帰途ニ赴クヤ俗論党ノ警戒頗ル厳ニシテ、遂ニ心光寺本営ニ入ル能ハズ。且大谷樸助、河上範三津田公輔等就縛ノ世評屢々耳朶ニ触ルルヲ以テ、如斯事情ノ切迫スルニ至リテハ、悠(ゆつくり)ニ帰營ノ策ヲ講シ、徒ニ其ノ困中ニ陥ルハ夏虫ノ灯火ニ狂奔スルト一般ナリ。今ヨリ萩干城隊ニ至リテ外ヨリ勢援ノ事ヲ図ラシニ八若カスト途ヲ転シテ福田村ニ出テ紫福

村を經テ萩城ニ着スレバ、恰モ好シ村岡彦十郎歸宅セリ。相与ニ堀内干城隊本陣ニ至リ回天軍ノ実況ヲ具陳セリ。茲ニ於テ干城隊八團員直人外四名ニ須佐急行ノ事ヲ命ズ。故ニ此ノ一行ノ須佐邑ニ入ルヤ、先ズ竹内酒肆(さか屋)ニ憩ヒ、正俗ニ派ノ近況ヲ尋問セリ。然ルニ、大谷樸助、河上範三八昨朔日(ついたち)既ニ死セリ、津田公輔ハ二三日中ニ入嶽スベシ、其他八親族預ケトナル由ヲ答ヘタリ。国貞直人等長大息シテ曰ク、嗚呼吾輩機ニ後レテ二名土ヲ失ヘリ、吾輩昨日来須セバ豈(あに)どうして大谷、河上ヲ死セシメンヤ、ト相見テ愁然タリシガ辞シ去リテ本町須山平助宅ニ投宿シ、八谷、湯川ノ二名ハ事情報道ノ為山口ニ向ツテ発程シ、国貞氏ハ八邑政堂ニ来須ノ事ヲ通知シ、津田公輔ノ幽囚ヲ解キテ旅寓ニ至ラシムベキコトヲ親族ニ告グ。是ニ於テ公輔本町須山ニ至リ、国貞、佐藤等ニ面接シ、其ノ尋問ニ応ジテ詳ニ回天軍ノ実況ヲ陳述セリ。国貞等大谷樸助、河上範三ノ冤

罪ニ死セルヲ憾ミ、切齒扼腕スルモ詮ナシ。
曰ク卿(あなたの意)ハ幸ニ危険ノ厄運ヲ免
レタリ。余等邑政堂ニ迫リ卿ガ一身ヲ干城隊
ニ預リテ帰萩スベシ、帰宅シテ其ノ準備ヲナ
スベシト。夜九ツ時(十二時)ニ至リ松原仁
蔵宅ニ歸ル。

同四日幼主精次郎君、仙相院君八山口政府
へ御家督歎願ノ為発セラル。益田三郎左工門

栗山翁輔、増野又十郎等随^{けた}行セリ。蓋シ(思

うに)国貞等の来須ニ会シ、従来ノ暴政ヲ摘
挙シテ其ノ答弁ヲ要セラル、事アランコトヲ
慮リ、一時ノ難ヲ逃レ、傍ラ仙相院君ノ威光
ヲ借り、本藩政府員ニ接シテ正俗ノ分界ヲ混
乱セントスルノ計略アリテ、俄力ニ御発駕ヲ
促シタルモノナリ。全五日御着駕アリテ豎小
路中野親助方ヲ御旅館卜定メラル。

同七日国貞氏は邑宰其ノ他重役ノ者不在ナ
ルヲ以テ、軍務総督増野与次ニ照会アリテ、
津田公輔ヲ携へ漁船ヲ雇ヒテ四ツ時(十時)

出帆帰萩セリ。然ルニ此ノ日天候変シテ逆風ト
ナリ船行ベカラザレバ、奈古村ニ上陸シ、伊藤
酒肆(酒店)ニ投宿セシハ夕七ツ半時(午後五
時)ナリ。晩酌ノ際主人ノ話中ニ、本日干城隊
ヨリ騎馬^三、四名来着アリ、中村某^一泊

シテ明朝須佐行ノ由ナリト云ヘリ。国貞等急ニ
饌^{せん}ヲ撤セシメ中村ニ至レバ、檜崎八十槌、榎峠
次郎外二名ナリ。其ノ何故ニ来レルヤヲ問へバ
卿等帰營ノ遅々タルヲ以テ甚夕掛念セリ、且世
子君ノ御内命モアリテ須佐行ニ決セリト答フ。

国貞氏須佐邑ノ実況ヲ細話シ、席上津田公輔ヲ
指シテ曰ク、此ノ一壮士殆ンド奸賊等ノ為ニ殺
サレントス、入獄ノ期旦夕ニ在リ、僕等携へテ
帰レリト相与ニ俗吏ノ専横ヲ憤リ、談数刻ニ至
ル。干時^{とくに}回天軍惣(総)員ト本藩伺ノ上ナラデ

ハ処置スルコト能ハザルコトヲ約シタレバ、豪
(少し)モ掛念ナシ、檜崎等ノ須佐行ハ徒勞ナ
ルベキカトノ説アリ、結局須佐行ノ上回天軍惣
員ヲモ預リ帰ルベシトノ事ニ決シ、国貞等八伊

藤旅寓ニ歸レリ。夜既ニ五更(夜明近く)ナリ。

全八日国貞一行八奈古出發、九ツ時(正午)萩御城内干城隊本陣ニ着シ、津田公輔モ全所ニ滞在ス。

榑崎一行八須佐本町須山平助宅ニ着シ、直チニ邑政堂ニ談判シテ、当時親族預ケトナリタル回天軍総員ヲ伴ヒテ歸萩スベキニ決シ、之ヲ惣員ニ通知ス。

全九日回天軍惣員八親族預ケヲ解放セラレ執レモ須佐ニ来会セリ。

全十日朝出發セリ。小国融蔵八曾テ大谷樸助等ト氣脈ヲ通シ、邑政堂中ニアリテ内応スベキノ約アリシガ、三士就縛ノ後八果シテ俗論竟ニ疑ハレ、大イニ擯斥(排斥)セラル、ノ勢アルニ因リ其ノ結果恐ルベケレバ、榑崎氏ノ内意モアリテ、回天軍惣員ヨリ脱走ノ事ヲ勸告シテ全(同)伴シ日夕萩着、古萩法

福寺ニ滞在ス。津田公輔モ干城隊ノ許可ヲ得

テ法福寺ニ来会シ、今後運動ノ目的ヲ相議スルニ小国融蔵、津田公輔等意見相投合シ、拳座(

同座の者全員)賛成スルヲ以テ、一旦山口ニ至リ、徐々方針ヲ定メテ大イニ為ス所アルベシト決断セリ。初メ村岡彦十郎、三浦政衛、内山茂樹等ノ干城隊ニ飛報ノ事ヲ竟ルヤ、全隊ニ計リテ更ニ山口ニ至リ運動セリ。然ルニ幼主君御旅館ニ八早ク之レヲ探知スル者アリテ、随内中村泰一外一名ヲ三氏ノ旅寓ニ遣シ曰ク、当度幼主君、仙相院君当地ニ御来駕アリシニ付テハ回天軍ノ御処置八寛大ニセラル、ノ思召ナレバ卿等御旅館へ来寓アルベシ、然ラバ御歸邑ノ日八供奉ヲ命ゼラルルベシトノ事ナリ。卿等此ノ恩命ニ背カズンバ今日全行スベシト。彦十郎等曰ク、不肖彦十郎等一身ヲ干城隊ニ托セリ。故ニ自由ノ拳動ヲ為ス能ハザレバ其ノ命ニ応ジ難シト。泰一等辞シ去ル。

其後村岡彦十郎等湯田へ転寓潜伏ス。御旅館ニ八又中村泰一、尾木七郎左工門、西尾莊助等

二命シ湯田在寓寺内暢三氏ヲ訪問シ、村岡彦十郎等ノ所在ヲ尋ネシニ、寺内八不知ヲ以テ答ヘタリ。泰一等曰ク、幼主人当地ヘ来駕ニテ、回天軍既往(過去)ノ罪科八不問ニ附セラルル事ニ決セリ、彦十郎等ノ身上ニ係リ豪(少)モ閑心ノ事アルベカラズ、泰一等保証スベシ、此旨趣御了知ノ上若シ面会アラバ、懇々御説諭相成リテ返サレンコトヲ乞フト委嘱シテ去レリ。

全十三日回天軍総員山口ニ至リ、讚井町某宅ニ寄寓シ、小国融藏八岡三橋氏ニ潜伏ス。

全十四日三国老ノ跡何れモ家督相続、食禄復旧ノ発令アリ。我益田家八幼主君ノ代理ヲ六道備中殿ニ依頼セラル。毛利将監殿ヨリ命ヲ伝ヘラレ尚支族益田石見、周布治部二氏ヲ以テ後見タラシムルノ事ヲ達セラル。

津田公輔等八遊撃軍敷島次郎(本名須子善次郎)鴻城軍河上四郎(本名平川四郎)等ノ援助ヲ乞ヒシニ、二氏大イニ奮ツテ奔走尽力セリ。遂ニ周布治郎殿ニ迫リテ回天軍再興ノ周旋ヲ諾セ

シム。

全十八日幼主君、仙相院山口御発駕、生雲村ニ御一泊、十九日弥富村御一泊ニテ二十日須佐御着ナリ。

全二十日周布治部殿へ覚書ヲ出セリ。

覚

- 一 大谷樸助、河上範三ヲ忠死ニ被仰付度候事
- 一 回天軍屯集場ノ儀八下田萬村ニ被仰付度候事
- 一 回天軍ニ関係諸隊之者五六人全伴ニテ直様屯集場へ着可致候事
- 一 組士入隊被差許度候事
- 一 回天軍惣人数御賄相成候事

三月二十日

茲ニ干城隊ノ勢援敷島、河上等ノ奔走アリ、周布治部殿モ亦周旋ノ勞ヲ執ラント約セルニ拠リ、一旦帰邑シテ回天軍復興ノ事ニ決セシモ、幼主君、仙相院君ノ山口滞在中隨行ノ俗吏等常ニ本藩政府員ニ接シテ、烏鷺(白黒)ノ弁ヲ逞クシ、世俗ノ痕跡ヲ錯雜セシメタリシヲ以テ、

歸邑ノ後容易ニ正氣恢復ノ実効ヲ奏スベカラザルノ遠慮アルニ依リテ、村岡彦十郎始メ六名八奇兵隊ニ入隊シテ隊力ヲ借り、外ヨリ応援ヲ為スベキ策ニ決シ、当時山口在陣ノ奇兵隊五番銃隊ニ入營セリ。

村岡 彦十郎事

五番銃隊 英 次郎本真

全上 山下 範三郎安邦

黒谷 豫四郎事

全上 玉川 小文吾記政

藤田 篤助事

三番銃隊 桜山 隼人芳懐

五番銃隊 岡部 東三定一

全上 金山 義十郁忠真

全廿二日周布治部殿 敷島次郎、河上四郎等

同伴、全(同)志十四人山口出發、生雲通り上小

川村ニ至リ全所ヨリ回天ノ旗ヲ翻シテ上田万村

ニ歸リ玉林寺ニ屯ス。

全二十六日周布治部殿、敷島、河上等惣員ヲ

率イ、出須シテ回天軍再立ノ認許ヲ邑政堂ニ迫ル。邑政堂八士族各級ニ向ツテ異(意)見ヲ上申セシムルナド顧ル混雜セリ。

周布治部殿口演書

一 大谷樸助、河上範三初發正義之廉ヲ以テ格

別之御詮議被仰付跡式被差立候様奉願候事

一 回天軍一応分散被仰付候処、此度改而右之

隊被差立候様奉願候。尤再隊之義ニ付何隊ト

改替仕度、其節ニ至被差免候様奉願候事

一 屯集所之義八如何被仰付候哉願い下田万村

ニ被仰付候八八奉難有拜候事

一 組士十二人八是迄ノ行成トシテ入隊被差免

候様御詮議可被下候。尤入隊中ニテ組役当番

ノ節八出勤被仰付非番之節八右隊へ罷歸度又

八急出張之節八組士拾式人丈ケ八隊中ヨリ出

張被仰付候様奉願候事

一 屯集人御賄ニ被仰付候様奉願候。無左而八

往々取続成苦敷義御座候事

一 回天軍願之通被相立候者、山口諸隊ノ内ヨ

リ入隊之者為引立折節罷越候故、是又其節

御賄可被下候事

丑ノ三月

周布治部

右口演書八周布殿ノ手ニ成レルハ勿論ナル
ガ、後ニ一讀シテ第一条第四条ノ願意頗ル暖
昧ナルニ驚キ不満足ヲ感ジタリ

全廿八日回天軍再立ノ許可アリ、次テ総督
ノ撰ニ至リ、當時門閥中適當ノ人物ニ乏シク
稍々才識アルモノハ概ネ俗論党ノ首謀タルヲ
以テ才識取ルベカラザルモ俗論党ニ關係浅カ
リシ増野又十郎ヲ押シテ其ノ任ニ当ラシメ、
下田万村里正大谷六郎左工門宅ヲ本陣トシ、
西法寺ヲ以テ兵營ニ充ツルノ令アリ。

全廿九日回天軍惣員下田万村屯所ニ入り、
故親施公ノ大祭典ヲ挙行ス。

回天軍役員

総 督 増野 又十郎

軍 監 栗山 轍三

参謀兼書記 津田 公輔

小隊司令 大橋 三樹三

大砲掛 岩本 藤太

斥 候 中村 泰一

会 計 中村 藤馬

周布治部殿 敷島、河上ノ二氏並ニ山口ニ帰
ル。

茲ニ邑政堂八事情ニ迫ラレテ回天軍ノ再興ヲ
許シタルモ、其ノ実ハ甚タ不快ナル故ニ其ノ隊
勢ヲ挫カント欲シテ百方奸計ヲ廻ラシ、遂ニ四
月上旬ヲ以テ所務代ニ命ジ左ノ令ヲ各地方ニ発
シテ入隊者ヲ防ガシメタリ。

一 今般育英館へ御家来ノ者入込稽古被仰付候

二付テ

地方農兵其外ニテモ心掛次第入塾御免被仰

付候、全定法入込不仕而モ十日程宛滞留ニテ

毛稽古相調候而モ宜敷、勿論滞留中御養ヒ被

仰付候トノ儀ニ候條右様承知候而其御沙汰可

有之候

一 此度田万ニテ回天軍之者隊被差立候付而ハ

右隊へ入込度者ノ儀者願出、御免相成候ナ
ラデハ不相調トノ儀ニ候条、此段ヲモ沙汰
可有之候 以上

丑四月

松井 九郎右工門

各庄屋宛

從來育英館八士卒ノ稽古場ニシテ町農ノ入
塾ハ堅ク禁ジタルモノナルニモ拘ラズ、俄力
ニ町農ヲシテ入塾セシメ、其ノ食料ヲ給スル
優待ヲ為シ、若シ其ノ招キニ応ゼズシテ回天
軍入隊ノ事ヲ出願スレバ種々ノ故障ヲ設ケテ
其ノ志望ヲ遂ゲシメザルニ至レリ。回天軍ヨ
リハ右書状ヲ以テ邑政堂ニ訊問セシニ、所務
代松井某方命令ノ意味ヲ誤リタルモノナリト
答弁セリ。周布治部殿滞須之際、俗吏等モ契
約ノ条々履行セザルヲ以テ左ノ覚書ヲ出ス。

覚

一 大谷樸助跡式之儀、先達而周布様御歎願
之通り御免被仰付候処今ニ家督ノ御沙汰無
之由、早速御沙汰被仰付候哉之事

一 御家来中二、三男入隊ノ件、之亦早速御沙

汰被仰付候哉之事

一 ゲベエル六十六挺、タマ相添工玉葉八一挺

二 付百発宛大砲拾弍トイム弍挺 玉葉工上

煙硝壹貫五百匁 但大小銃稽古打之分

右御渡被仰付候哉之事

【注】

この後次の三行脱落

其他数条今略之

一 具足六十六領

丑四月廿五日

幕 提灯

回天軍

右御渡被仰付候哉之事

尔後愈々邑政堂及軍事總督増野与次等ニ迫リ
テ前約履行ヲ促スト雖モ、俗吏等事ヲ曖昧ニ寄
セテ荏苒日月(ぐずぐず)ヲ経過スルヲ以テ到
底事ノ成ルベカラザルヲ計リ軍議一決シテ下田
万營所ヲ引払ヒ山口ニ至ル。

届 書

御届申上候事

回天軍復興ノ事治部様御歎願ノ通り被仰出隊

中一統感激奉命罷在候処、今日ニ至リ諸事相運

ほつめい

ビ兼、立隊八名而已のみニテ往々之目途モ無御座候二付、無余儀本藩政府へ罷出、公道ノ御決議相待居申候、此段御届申上候 以上

四月廿七日

回天軍

四月廿七日夜、篠目村久野某方ニ泊、翌廿八日山口ニ着シ古熊永福寺ヲ借受ケテ投宿直チ敷島、河上等ト相会シ、周布殿ニ熟談シテ周布殿ヨリ須佐邑政堂ニ向ツテ食言約束を違えるノ罪ヲ責メシメ、尚実行ノ拳ヲセザルニ於テハ為ス所アルベシト決断セリ。

于時とまに周布殿ハ其領地ニアリ。

同晦日(月末)全軍山口出發、敷島次郎全

(同伴)ニテ美祢郡渋木村ニ到ルニ周布殿ハ萩通り山口行ノ不在ナル由ヲ以テ全村ニ泊シ翌早晨(朝)発程、二日山口ニ帰ル。

五月三日隊員五名周布殿旅寓豎小路木津屋ニ至リ須佐邑政堂ノ不正処分ヲ指摘シ、其ノ罪ヲ鳴ラシテ詰責セラレンコトヲ請ヒシニ、周布殿ノ確答ナキニ依リ、先ズ正俗ノ別ヲ明

カニセザレバ邑中ノ士氣ヲ振作シ、故親施公ノ御遺志ヲ継グ能ハザルノ理ヲ喋々弁解シテ帰營セリ。

全六日隊員十名周布殿ヲ訪問セシニ、其ノ説曖昧ニシテ断見ナキヲ以テ、激烈ニ之ヲ詰ルト雖モ、終ニ其ノ極ヲ結バズシテ帰營セリ。

全日津田公輔、栗山徹三、中村泰一等周布殿同伴政治堂ニ出テ、波田野金吾氏ニ面会ス。泰一ハ且テ北強団支部ニ在リテ俗論党ノ事情ヲ詳ニスルヲ以テ巨細(大小)弁解シ、速ニ正俗ヲ判断、邑政改革ノ処分ヲ請フ。波田野曰ク、回

天軍一件ハ先ニ周布治部殿へ御委任アリテ、全氏ノ意見通り相調ヒシ由復命セリ、然ルニ今日ニ至ルモ其ノ実行ノ尚拳ラザルニ於テハ、周布殿ヨリ更ニ其ノ処置ヲ為サザルベカラザル理ナレバ毛利筑前殿、益田石見殿等ニモ熟議ノ上今一応周布殿ノ御処置ヲ待チ、結果ノ如何ヲ届ケ出スベシ。然ラザレバ本藩ニ於テ直接ノ裁断ヲ下スベカラズトノ答弁アリ、公輔等諾シテ退出

シ周布殿同伴更ニ毛利筑前殿ノ旅館ヲ訪フ。

毛利殿八面会ヲ謝絶セリ。

全七日、須佐ヨリ大谷**樸**助跡式ノ沙汰書文意曖昧ノ由報知ノ為、城一喜一郎、田根重蔵出山セルヲ以テ周布殿ノ旅館ニ持来ス。周布殿之ヲ見テ怪ム色ナク、且曰ク過日益田勳兵衛出山、仙相院君御面談相成度件アルニ依リ至急御来須ヲ請フトノ事ナルヲ以テ、明七日発程須佐行ニ決セリ。益田石見殿全伴ナレバ政府ノ内命有之、全地着ノ上八両名相計リテ正義恢復ノ実ヲ拳ゲシムベケレバ、回天軍一全(同)帰須然ルベキト。然ルニ此時敷嶋次郎等ノ周旋スル所アリテ生雲屯営ノ南園隊モ須佐内証(内輪の争い)ノ鎮撫ヲ計画スルノ機ニ際シタレバ、周布殿ノ意見ニ随ヒ帰須スベシ。万一周布殿ニ於テ正俗ノ弁別判然タル裁断無之ニ於テハ、直ニ其ノ実ヲ本藩政府ニ上申シテ運動ノ目的ヲ達スベシト決セリ。

大谷**樸**助へ御沙汰書

大谷**午**太郎

右父**樸**助罪科ヲ以テ家名断絶被仰付候処今般

御家督首尾能被仰出候段

公儀非常大赦之御沙汰筋毛有之候ニ付不被拘前例後格厚思召之旨ヲ以テ**樸**助先知拾五石被下置改而御手廻へ御取立被仰付候事

丑之五月

先大谷**樸**助

親類中

右今般

御家督御首尾能被仰出且從

公儀非常大赦之御沙汰筋毛有之旁々付不被拘前例後格厚 思召之旨ヲ以テ**樸**助実子**午**太郎儀**樸**助先知拾五石被下置改而御手廻へ御取立被仰付候、**午**太郎未ダ幼年之事ニ候得者往々御用ニ立候様申合、無緩令教導候様被仰付候事

丑ノ五月

右書面ニ付テハ御手廻ヨリモ邑政堂ニ迫リ、

周布殿ニ報知セシニ因リ、周布殿ヨリ八翁輔
出山日之ヲ詰問シ、尚須佐行ノ上其ノ事情ヲ
糺サルルニ前罪状ノ不正ヲ隱蔽(かくす)セ
ント欲シテ三郎左工門ノ專断ニ出シ所(処)
置ニシテ仙相院君ノ關係モ無之由ナリ。

全八日早朝、栗山徹三、中村藤馬先発帰須
大橋三樹三、中村泰一等大道村三好久平方二
至リ須佐ノ近況ヲ報道シテ声援ノ運動ヲ為サ
シム。

全九日津田公輔外二名生雲村ニ歸リ、隊員
一全(同)古熊永福寺出發生雲村ニ着シ、津
田公輔等南園隊本陣ニ至リ、派出周旋ノ事ヲ
依頼ス。惣(総)督佐々木男也其ノ依頼ニ心
シテ派出員ヲ選定セシニヨリ梅津熊之進、内
田正一郎ヲ隨行セシムル為旅館ニ滞在セシム。
全十日、全軍一同古熊永福寺出發、生雲村
ニ着泊ス。

全十一日、南園隊ニ隨行ノ為、梅津熊之進
内田正一郎等ヲ生雲村ニ滞在セシメ、惣員一

同下田万村陣營ニ歸着、全夜津田公輔・中村泰
一外二名出須セリ。

全十二日早朝、周布殿旅寓(大谷文平宅)ニ

至レバ、周布殿不快ニテ臥蓐(床にふす)ノ由

ナレバ、公輔一名病室ニ入り全氏山口出發前ニ
於テ約セラレタルコトヲ食言(うそをつく)セ
ラレズ、南園隊派出員ノ來着モ近クニアルベケ
レバ、此ノ好機ヲ誤ラズ、万同隊ト謀リテ公平
処断アランコトヲ企望スル旨ヲ述べ、且回天全
軍須佐出張ノ事ヲ謀リ辞シテ本營ニ歸リ、軍ヲ
拳ゲテ須佐淨蓮寺ニ出張ス。御手廻四組等各集
会所ヲ設ケテ謀議周旋スル処アリ。茲ニ兩後見
周布治部、益田石見八須佐來着ノ後一方二八仙
相院殿ノ不興ヲ蒙リ周布殿ハ一時出邸ヲ停メラ
レタリ。一方二八仙等ノ詭弁ニ欺カレテ正義
派ノ所説ヲ容レザルノ傾向アルヲ以テ回天軍ハ
切齒憤懣頗ル奔走勞シタリ。

全十三日、河上四郎ノ來須ヲ要スル件有之、

中村泰一、内田正一郎等早発急行、夜四ツ時山口着、敷島次郎二面会スルヲ得テ熟図スル処アリ、事竟リテ発程、生雲村二泊、十五日浄蓮寺営所ニ帰ル。全日南園隊參謀中村芳之介書記内山勘五郎外二名來須、松原丁大賀久七方ニ投宿ス。

全十六日、敷島次郎ニ至急密議スベキ件アリ、津田公輔、中村泰一等黄昏発程、昼夜兼行翌十七日八ツ時(二時)着山、敷島ヲ中市松屋ニ訪フ。全氏湯田行不在ニ依リ、其ノ帰寓ヲ促シテ謀議数刻夜ニ入り旅寓ニ帰ル。

全十七日、周布殿須佐出発山口ニ帰ラル。大橋三樹三、内山茂樹等随伴セリ。(此ノ前夜増野又十郎、大田丹宮等両後見ニ通知セズシテ窃ニ出山セリ、蓋シ周布殿ノ復命ニ先ダツテ桂主殿ノ兄毛利筑前大夫ニ計ルベキコトアリシナラン)回天軍八急ニ浄蓮寺ヲ引払ヒテ下田万村本営ニ帰屯ノ事併セテ其ノ他ノ狀況ヲ飛報ス。

全十八日、南園隊派出員八仙相院殿拜謁ノ為笠松邸ニ出デシガ、帰途北強団ニ至リ、更ニ益田丹下宅ニ至リテ盛宴ヲ張り深更歡ヲ尽シテ去レリ。之レ即チ南園隊ノ信用ヲ墮セシ所以ナリ。全日正午九ツ時、隊員一名津田公輔等ノ旅寓ニ至リテ須佐ノ状況ヲ報道セリ。茲ニ職役益田三郎三工門、当役栗山翁助等八病ヲ唱ヘテ其ノ職ヲ辞シ増野又十郎、松本良左工門等其後任トナリ増野与次事八加判タリ。

全十九日、津田公輔、中村泰一等山口出發、全夜下田万村営所ニ帰着ス。

全廿日、益田石見殿公命ニ依リ、仏坂関門視察ノ為下田万村着泊アリ、翌廿一日回天軍ゲベール射的、擊劍等所望ニ依リ一見ニ供ス。

周布治部殿八須佐処分ノ半途ナルヲ以テ、月番役延期出願ノ為帰山ノ由ナルガ、山口着直チニ政府ニ復命シ、政府員ニ命ジテ益田石見殿ニモ一応出山アリテ熟義スル処アリテ、然ル後着手然ルベシト一決シ、周布殿ヨリ内山茂樹ニ命

ジテ益田石見殿ニ須佐引取りノ飛報ヲ為サシ
メシカバ石見殿八其ノ報ニ接シテ生雲通り山
口ニ歸レリ。 兩後見八山口ニ於テ屢々相会シ
テ且政府ト議スル所アリシガ、周布殿其ノ采
地渋木ニ急用アリテ歸在アリ、事竟リテ又出
山セリ。

周布殿須佐出發後、益田石見殿又出山アリ
シヲ以テ御手廻四組共一旦集会所ヲ閉ジ、兩
後見ノ來須ヲ期シ更ニ開場スルノ約ヲ為セリ。
初メ周布殿ノ須佐出發ニ臨ミ、廿二日ヲ期シ
テ必ず來村スベキノ旨ヲ約セラレシヲ以テ、
回天軍八無論、御手廻四組等ノ有志者八屈指
鶴望シタリシニ、其ノ月尾ニ至ルモ來須ナキ
ニ依リ回天軍ヨリ隊員二名出山シ、次テ御手
廻ノ内ヨリモ出山シテ兩後見ニ迫レバ、兩後
見八延引今日ニ至ルノ止ムベカラザル事情ヲ
陳ブルト雖モ、其ノ言曖昧信ズルベカラザル
ヲ以テ、大イニ兩後見ノ果斷ニ乏シキヲ責ム
レバ、周布殿ノ性急ナル、忽チ滿面朱ヲ濺そそグ

ガ如ク非常ニ激怒シ一喝將ニ破裂ノ勢トナレリ
然ルニ敷島、河上ニ氏周旋シテ之ヲ調シ、結局
正義派ノ内ヨリ指名選抜シテ山口ニ召喚シ処断
ノ見込ヲ立テタル後、須佐行ノ事ニ決セリ。

閏五月三日、大橋三樹三ヲシテ歸須セシメ、
回天軍三名御手廻市山淳蔵外一名至急出山スベ
キ旨ヲ達セラル。

初メ小国融蔵八大谷樸助等ト内外相応セント
スルノ約アリテ、或時八俗吏ノ班ニ列シ、或時
八脱シテ山口ニ潜伏シ、窃ニ運動スル処アレド
モ、事竟ニ成ラザルヲ以テ暫ク南領一貫野ニ隱
遁スルニ決意シテ其ノ準備ヲ為シタリシガ不幸
病ニ罹リテ今日遂ニ立タズ、可惜。

全四日、大橋三樹三須佐ニ着シ兩後見ノ命ヲ伝
フ。

全五日、回天軍中村藤馬下田万村出發、御手
廻市山淳三、栗栖鬼助須佐出發、執レモし山口ニ
至ル。 当時山下少輔、松原仁藏等山口ニ滞在セ
シヲ以テ市山淳蔵等ト共ニ召集ノ員ニ加ハル。

全六日、大橋三樹三、中村泰一發賞、山口
二至ル。

全七日、回天軍大橋三樹三、中村泰一、中
村藤馬、御手廻市山淳蔵、栗栖鬼助、山下少
輔、松原仁蔵等一同周布殿ノ旅館ニ至リ、命
ニ応ジテ出山ノ由ヲ陳ス(のべる)。周布殿
八須佐紛擾鎮定ノ事件ハ不肖治部等ノ責任ニ
堪ユル能ハザル処ナレバ、既ニ辞退書ヲ認メ
政治堂役員ノ内ニモ内見ニ入レ、万益田石見
ニ譲リタルニ依リ、同氏ニ付テ詳細聞取ルベ
シト、断然関与セザルノ決意ナレバ、其ノ召
集ニ応ジタルモノハ、彼又例ノ癖ヲ出セリト
互ニ微笑シテ去リ、転ジテ益田石見殿ノ旅館
(豎小路中野新助)ニ至リテ面会ス。石見殿
曰ク、当度諸氏ノ出山ヲ煩セルハ予等須佐ニ
在リテ他ノ嫌疑ヲ憚ル処^妙カラズシテ、自然
処断ニ躊躇スル場合無キニアラズ、仍テ当地
ニ於テ事実取糺ノ上須佐ニ至ルニ決セリ。就
テハ従来邑政堂ヨリ回天軍ニ對セル不当ノ処
置及ビ北強団ノ創立後運動ノ巨細ヲ洩ラサズ、

尚処罰ノ意見ヲモ筆記シテ周布殿ノ旅館迄差出
サレバ参考ノ材料タルベシト。然ルニ両後見ノ
仙相院ノ威厳ヲ憚リ、優柔不断益々俗論党ノ氣

焰ヲ熾^{さかん}ニセシムルノ姿アルハ益々回天軍ノ憤懣

スル所ナレバ、三樹三曰ク、正邪両肢ノ起因来
歴併セテ彼等ガ奸曲ノ要領ハ屢々上陳セシガ如
クニシテ、君等ニ於テモ漸次御捜査ノ事ナレバ
今更陳弁スルノ必要ナキハ勿論ナリ。然リト雖
モ尊命ニ違背スルハ不敬ニ涉ルノ嫌ヒアルヲ以
テ明日旅寓ニ於テ相調へ差出スベシ。但シ現今
邑政堂吏員当地ニ滞在シテ時々本政府ニ出頭シ

又ハ両後見ノ御旅館^(堂)ヘモ参叩スル由ナレバ、当

度ノ上陳書ハ姑ク篋底ニ蔵シテ妄ニ彼等ガ披見
ヲ許サル、事勿レ、何トナレバ其ノ筆記ノ事実
ニ於テ毫厘ノ誤ナキモ、其ノ首惡ヲ指名シ、其
ノ罪科ヲ定ムルハ元来両後見ノ御權利ニシテ、
敢テ三樹三等ノ参与スベキ事ニ非レバ既ニ弁明
セシ如クナルヲ御参考ノ材料ニモト強テ御請求

アルニ依リテ、其ノ命ニ応ジタルナリ。且今
日ヨリ其ノ罪咎ノ**段階**ヲ予知セシムル時ハ、
御処断ノ発表ニ先ダツテ不服ノ口実ヲ研究シ
虚構架設如何様ノ手煩ヲ惹起セシモ難計キニ
依リ、正邪双方ヨリ上陳書ヲ御受領ニナリタ
ル上、之ヲ参照討究アリテ一刀両断ノ御裁決
アランコトヲ企望スルノ旨ヲ陳ベタルニ周布
殿肯諾(うけ合つ)シテ必ズ他人ニ披閱セシ
メザル事ヲ約セリ。

全九日、大橋三樹三、中村泰一、中村藤馬
等相議シテ邑政堂俗吏ノ施政上及北強団運動
上ニ関シ、拾七条ノ罪失ヲ摘記シ、正邪ノ弁
論ヲ縷陳シテ公平ノ処罰方案ヲ副ヘタリシニ
薄暮ニ至リ至急上陳書差出スベキ旨督促アリ
三樹三携帯シテ周布殿旅館ニ至リ閲覽ヲ請ヒ
タリシニ、益田石見殿来訪ニ会シ、両後見共
一読シ了リテ曰ク、当地滞在須佐重役ノ者ニ
ハ此ノ書ヲ披見セシメタシト、三樹三前約ニ
背クヲ憤リ書ヲ懷ニシテ退出セリ。是ニ於テ

両後見八大イニ之ヲ悔ヒ従者ヲ其ノ旅寓ニ遣ハ
シ過刻ノ過誤ヲ謝シ、敢テ他人ニ閲セシメズ、
請フ、更ニ其ノ書ヲ出サレタシト云ハシム。仍
テ其ノ請ヒニ随ヒ再ヒ差出セリ。

拾七条罪失記写

一 先君徳山ニ於テ御身上切迫ノ節詰居ノ者ヨ
リ度々及報知候得共虚説ト申募リ一向驚不申
終ニ御最後(期)之節重役ノ者一人モ不罷出
臣子之情実不相立候事

一 先君御逝去後無間正義之士小国融蔵、大谷
樸助ヲ幽囚セシコト

一 諸隊追討ノ俗論相起リ候節諸隊ヨリ**大夫**
内輪ヘノ報書福原ヨリ差送ラレ候処仙相院殿
ヘモ不申上尚一家中ヘモ移シ不申邑政堂ニ隠
シ置候事

一 諸隊追討ノ節萩表ヘ卿夫差出候事

一 北強団ノ内騎馬等ニテ在々ヲ馳廻リ兵ヲ募
リ武器ヲ用意シ回天軍ノ屯所ヲ取巻キ候儀者
全回天軍討罰ノ計略ナリシコト

科二被処候事

一 回天軍ノ内 組士拾貳人ノ儀種々歎願仕候

内遂ニ切迫ニ相成更ニ一通ノ願書差出候節

無異議乍受込直様大谷**樸助**、河上範三、津

田公輔ヲ幽囚シ剩へ総人数ヲ親類預ニ相成

候事

一 **樸助**、範三、公輔三人ノ者北強団ニ五ヶ

條ノ罪科有之候様申立大組中御手廻ノ四組

中ヨリ身柄願下ノ儀申出候処早速被差免候

事

一 前條願下ノ儀小国融蔵八脇方ヨリ聞知シ

邑政堂ニ於テ役人中へ対シ及議論候処役人

中八屈服仕候得共北強団沸騰ヲ鎮ムル事八

不能為トノ儀ニ付融蔵八北強団ニ至リ邑政

堂ノ命ヲ伝へ及議論候得共終ニ折合不申候

事

一 **樸助**、範三幽囚中親類ヲ以テ趣意書ヲ差出

候処無異議乍受込何之詮議モ無之割腹之御

沙汰有之候ニ付親類其外氣付ノ者ヨリ兩三

日日延ノ事相願候得共一日之延引モ無之嚴

一 **樸助**割腹被仰出候前ニ益田三郎左工門ヨリ

大谷家親類へ内々ノ事ニテ**樸助**儀甚恐入り改

心自殺ノ取計候ハハ跡式之処取計可致トノ写

有之候事

一 **樸助**、範三割腹ノ場所ハ北強団中檢証トシテ

罷出候事

一 北強団ノ内ヨリ兩人干城隊へ罷出回天軍ハ

叛逆ノ意有之トざんげん讒言致候事

一 公輔入牢ノ御沙汰相成候処平体ニシテ干城

隊へ御任セ相成候事

一 育英館尚回天軍へ地方農兵其他ノ者入込ノ

儀ニ付沙汰違ノ趣有之治部様ヨリ御尋問ノ節

付属ノ者ノ過誤ト偽リ候事

一 回天軍ヨリ器械御貸度ノ儀申出候処尤ノ儀

二候得共北強団ヨリ折合不申トノ儀ニテ願之

通不被差免候事

一 **樸助**跡式一條ニ付沙汰違之事

一 前段沙汰書之儀仙相院殿御後見等へモ不入

一

以上 (以下次号)

【注】幕末、維新前後ノ諸隊

幕末非常の時に対処して、毛利藩では藩をあげてあらゆる階層によつて諸隊が組織されました。例えば、市勇隊 一般市民有志で編成。農商兵 藩内各地の農商人によつて編成。神威隊 神官の有志で編成。護国隊 大島郡僧侶の団結。パトロン隊―ハトロンの意で弾薬筒のことと思われる。萩一向宗信徒の婦女子の集団で弾薬筒の製造に従事。など総力を挙げて難局にあたり、諸隊の数は百六十に達しました。以下「回天実記」に記された隊名について簡単に付記しておきます。

奇兵隊 高杉普作の創設、士、農、商をとわず誰でも入隊を許し、長藩の有志隊中最も勢力があつた。文久三年創設

干城隊 慶応元年創設、藩内に急進、穩健

両派の対立に際し、諸士の各階級有士が集まり両派の間にあつてみずから鎮静會議員と称した。

南園隊 元治元年八月創設、佐々木男也を総管とし、慶応三年二月義昌隊と合併、振武隊と称した。

回天軍 大谷樸助、河上範三、津田公輔ら須佐急進派が編成、穩健派邑政堂と対立し樸助等の死により解散したが、慶応元年三月再興した。創立は慶応元年二月六日。

北強団 慶応元年二月二十五日、回天軍に対抗して須佐士農兵の集団で組織、栗山翁輔が頭取であつた。

北第一大隊 慶応元年十月五日、第二次長州征伐に対処し、長藩老臣以下千石以上の軍制を定め周防長門の南方を南部隊、北部を北部隊と大別し、その采地に配置した。須佐勢は北第一大隊に属し石州口の戦では大活躍をした。(温故一号石州益田戦実地録参照)

“伊能忠敬翁測量日記”より

今から約一七〇年前、伊能忠敬が日本全国を測量して歩き、当時の日本としては驚異的な日本国図が作られたことは、歴史的にも画期的なことでした。その中で、山口県地方史学会「山口県地方史研究第四六号」に「伊能翁防長測量日記」との表題で、「史料紹介」として記載されていますので、その中の須佐地方を中心とした測量日記を、これを同誌に紹介された吉田祥朔氏の前書きと共に紹介いたします。たいへん興味深い史料なので山口県地方史学会に加入されていない方々にも知っていただけたらと、とりあげてみました。防長地方測量には四班に分れて測量したことがうかがわれます。

伊能東河(忠敬)防長両国測量日記 全

本書八昭和十五年ノ夏 余在京ノ学友工藤康海ト共ニ伊能家ヲ北総(千葉県)佐原ニ訪ヒテ同家所蔵ノ忠敬翁遺物ヲ展観シタル際 請フテ其ノ測量日記ヨリ防長両国ノ部分ヲ抄録シタルモノナリ、憾ムラクハ当時道旅倉卒(旅の宿であわただしい)ノ間ニテ、写後之レガ校合ヲ遂ゲル能ハザリシコトヲ、因ッテ他日更ニ之レヲ原本ト对照スルノ機会アラシコトヲ庶幾フト爾云。

昭和二十年乙酉冬至前一日

於周防田廬邑(田布施村)

櫛村精舎南軒下

吉田 祥朔 記

伊能忠敬翁測量日記抄(須佐近況のみ抄記)

(前略)

同廿五日(文化三年五月)朝小雨、跡(後)

(手下河辺、平山、尾形、栄二、二隅(大津

郡)庄村瀬戸崎より深川庄村ノ内、湊浦を歴

て先大津宰判界迄逆測、先手高橋、小坂、吉

平、三隅庄村瀬戸崎浦界より三隅庄村の内、

坊ヶ鼻まで測、瀬戸崎再宿、東河病気六宿、

此日門倉、佐藤、丈助一手にて羽島、干鴨各

一周ヲ測、坂部、稻生病気にて萩城下浜崎町

逗留。

同廿六日晴天、瀬戸崎浦出立、後手高橋、

尾形、小坂、宗兵衛三隅庄村坊ヶ崎より同村

の内、飯井迄測、即阿武郡三見村界なり。先

手下河辺、平山、利兵衛、栄二同断より初、

三見村を歴て玉江浦迄測、我等八扨頃二萩城

下浜崎本町二着、測量両手八暮迄二着、止宿

山刑百合蔵、此日坂部、門倉、佐藤、丈助見

嶋郡見嶋へ渡海、稻生病気残居、当所中船頭

吉賀留之允、医師栗山孝庵、郡代役村上九郎右衛門、浜崎町年寄落合治左衛門、同須子半兵衛出る。

同廿七日晴天、高橋、永沢、宗兵衛、利兵衛

三見村玉江浦界ヨリ橋本川迄測、又萩市中西田

町より橋本橋迄測、下河辺、平山、小坂、栄二

浜崎町松本川尻より城山を廻り橋本川二添、萩

市中西田町を歴て浜崎橋本川尻迄測て浜崎町止

宿、此日坂部、門倉、佐藤、丈助見嶋測量。

同廿八日晴天、後手下河辺、平山、尾形、利

兵衛、栄二浜崎松本川尻より鶴江浦、小畑浦を

経て字狐嶋迄測、先手高橋、小坂、宗兵衛越ヶ

浜の内、虎崎より逆測、小畑浦狐嶋迄測て合測

浜崎町逗留、此日坂部、門倉、佐藤、丈助見嶋

測量済。

同廿九日晴天、一番高橋、尾形、宗兵衛曉七

ツ頃乗船、大井村持(所属)相嶋一周を測、二

番下河辺、稻生、栄二大井村持檀島一周を測、

三番平山、小坂、利兵衛尾嶋一周を測、三手共

越ヶ浜止宿、秋穂屋吉兵衛暮二見嶋渡海ノ坂部、門倉、佐藤、丈助浜崎町え帰帆止宿、東河病氣此所止宿。

六月朔日晴天、萩浜崎町出立、乗船、奈吉村止宿に至る。一番高橋、稻生、尾形、宗兵衛越ヶ浜の内、虎崎より大井浦を経て湊浦迄測る、是より徳山領大井村也、一番下河辺、平山、小坂、利兵衛、栄二湊浦より奈古村の内、出村迄測、男嶋一周、三番坂部、佐藤、丈助大嶋一周を測、二手東河共長州阿武郡徳山領奈古村止宿、本陣中村助左衛門外一軒庄右衛門。

同日朝より晴天、昏曇天、奈古村出立、

一番下河辺、稻生、尾形、僕しもへ、栄二、徳山領那

(奈)古村ト萩領木与境より初、宇田村旅宿

下迄測、一番高橋、佐藤、宗兵衛、利兵衛奈古村測量所前之浜より山越シテ木与村二至り一番手ノ測初二繋ギ夫より逆に奈古村力セケ瀬二至り三番手ト出会、三番坂部、永沢、小

坂、丈助奈古村出郷土村人家より初メ、順二毛ト口崎迄測、夫より見取してカセケ瀬二至り、一番手と出会測量済、夫より野嶋へ渡り一周可測所、波荒半周を測ル、宇田村止宿、金子甚吉幟屋丈七。

同日朝曇天後小雨、一番下河辺、尾形、小坂、栄二長州阿武郡惣郷村王子ヶ坂より初、夫より初、街道須佐村本陣二至り、夫より海辺迄測、印を残し置、一番坂部、永沢、佐藤、丈助宇田村止宿、下海辺より初、惣郷村王子ヶ坂二至り一番手へ繋ぎ、夫より又海辺通り惣郷村

須佐村界に至り測量済、一番二番は須佐村泊、

止宿竹内岩右衛門、三番高橋、稻生、利兵衛、

宇田嶋、姫嶋、小嶋各一周可測の所、烈風波荒測量難成見取して宇田村え戻り止宿す。東河井平山、門倉病氣二付、宇田村より街道江崎村え相越して止宿、田村常右衛門。

同日晴天、一番下河辺、小坂、栄二須佐村海辺、昨日一番手残印より初、右山二添、湊内

ヲ同村枝郷平嶋村ニ軒屋通り大黒崎迄測リ、
及中島(弁天島)一周測、須佐村え帰宿、二
番坂部 永沢、佐藤、丈助須佐村海辺、昨日
一番手残印より左山に添、湊内ヲ同村枝郷マ
テガタ前通、字深マテに至リ、夫より波荒ニ
付、見取して惣郷村境ニ至リ、昨日打留へ繫
ぎ遠測終、及天神嶋波荒半周相測、江崎村え
帰宿、三番高橋、稻生、尾形、利兵衛須佐村
より相初、街道通、江崎村ニ至て止宿、本陣
江崎村年寄田村常左衛門外ニ室屋藤兵衛、松
平周防守領分浜田浦大年寄村田小兵衛、同断
児玉伝三郎出ル。

同五日晴天、一番下河辺、小坂、栄ニ須佐
村出立、大黒崎より測初の所、波荒ニテ測量
難相成、赤嶋鼻昨日三番手残印より初、逆ニ
須佐村枝郷大浦通、湊内赤嶋鼻迄測、一番手
と出合測量終ル、一番、二番江崎村え帰宿、
三番高橋、尾形、永沢、佐藤、利兵衛江崎村
より初、街道通り、下田万村を過て長州石州
境字仏坂より石見国美濃郡飯浦迄測て止宿す、

飯浦村庄屋七治郎、此夜晴て測量、東河、平山
門倉病氣ニ付、今早朝長州阿武郡江崎村出立、
直ニ石見国美濃郡高津村を越て泊、止宿篠原忠
右衛門、此日萩家士松原三郎治、同阿武郡代官
手代岡清兵衛、亀井隱岐守領分飯浦支配役弥重
平治郎、亀井隱岐守家来原田才兵衛、同郡役布
施左内出る。

同六日晴天北風、一番坂部、稻生、丈助長州
江崎村市中、昨日三番手残杭より初、海辺通、
湊内ノ入江を山崎龍宮の下迄測、夫より荒波ニ
付、見取シテ田万村の内、セゴイ鼻瀬越に至ル、夫
より山越して石州飯浦へ越し同所ノ海辺三番手
残し杭より逆に飯浦人家下通相測、鯖坪鼻ニ至リ、
一番手ノ見取と合測、一番下河辺、小坂、栄ニ
長州田万村セゴイ鼻より宇婦(生)崎通り石州
飯浦鯖坪鼻迄見取して二番下出合、三番高橋、
尾形、永沢、佐藤、利兵衛石州飯浦より初、小
浜村、戸田村、木網(喜阿弥)村、持石村を過

て高津村二至り終ル。此夜晴測量、本陣篠原
忠右衛門止宿、脇宿桑原広右衛門。

(以下略)

【注】

以上の日記は極めて詳密に記してあり、当時の道路や交通事情を思い、又晴れた日は夜も測量をしたことなど、その精力的な行動と苦勞に感動を覚えます。

当時の交通要路であつた江崎―小川―弥富―高佐の測量も当然行なわれたものと思われ
ますが、この部分の記述が(資料紹介の中に)
ないのが残念です。

日記の中には、特に由緒の深い所にはその由来を記してあり、たとえば、深川(長門市)
(大寧寺での大内義隆の滅亡のてんまつ等は
かなり詳しく記されています。山陽方面では
四班に分れて測量した所もあるようですが、
北浦地方は三班に分れ、そのメンバーは東河
(伊能)、下河辺、平山、尾形、高橋、小坂

門倉、佐藤、坂部、稻生の十名に従者の吉平、
栄二、丈助、宗兵衛、利兵衛の五名であつたこ
とがわかります。文中「波高、見取」とあるの
は、海上が荒れて舟が出せず、実測ではなく、
見取図を作つたものと思われまゝ。

益田親施公手書の「育英館規範」について

育英館規範は、益田家三十三代弾正親施公が自から手書して文武両道の規範を示されたもので、波田兼晏翁（現下関商業開発株式会社シーモール取締役波田兼治氏の祖父）が所持しておられ、その後野上昌一氏（本町下）が表装して、育英小学校の伝統を物語る貴重な資料として同校に寄贈されたものです。りっぱな桐箱に納められており、箱書は波田兼晏翁の筆です。

益田親施公については、禁門の変の責を負うて、他の家老福原越後、国司信濃とともに切腹し、笠松神社に祀られていることは御承知の通りですが、詳しくは「益田親施」田中助一氏著、「須佐町の碑石と碑文」須佐町教育委員会発行、「文中品川希明以下歴代育英館長の氏名については同じく「須佐町の碑石と碑文」育英館については「須佐町文化財のしおり」須佐町教育委員会発行」を御参照く

ださい。いずれも公民館にあります。

文末に波田兼晏翁の説明書が付記してありますが、達筆で解読に苦労し山口県文書館の教示を受けたものの、なお二、三の疑問部分があります。波田家の先祖は益田家から分かれて臣下に列し、益田家の重臣として代々功績のあった家筋です。高正神公とは親施公切腹後、臣下が笠松神社を建立してその霊を祀り、奉った称号です。

高正神公手書

育英館規範（箱書）

（箱書は波田兼晏翁の筆）

育英館直捌文武引立方之細目

文学引立方

- 一 春夏秋冬共三ヶ月之間考度宛以上年中四度宛書生之内学頭之校量を以両三人或八四五人宛科目へ当り文章或八時務策等之内相調爰元持出させ左候而(そうして)出萩之事
- 一 上右文章時務策等へ当り議論二及ビ且講釋致させ猶又帰在之節八文題時務策策問等之内を命じ持歸り凡幾日迄二差出候様との日限を期シ左候而右日限迄二八無相違可差出事

但出萩之儀八召出之筋二而八不宜学頭

校量を以早道之心得二而出萩之事

武芸引立方

- 一 劔槍稽古人之内両三人或八四五人宛文学同様頭取之校量を以四季四度早道之心得二而出萩試合之事

但爰元番勤之内兼々劔槍稽古致候者有

之節八相手之事

- 一 砲術稽古人之内三四人宛劔槍同様早道之心得二而四季四度萩素檠備立之事

- 一 出萩滞留日限之儀八三日を期限二相定候事

- 一 砲術備立之儀八小人数二而も不相調二付出

萩之人柄を重二相立番勤之者も一同二備立之事

已上

- 一 惣而領分之儀八吉人二而文武共稽古致候儀

二付出萩之節左之通り

- 一 文学二而出萩とても余之稽古相兼候人柄之

儀八文学を主二相立候而余之稽古をも試之事

但武芸二而出萩之時は文学二準じ武芸を

主二立候而文学をも試之事

右前条之外巨細(大小のことから)之儀

は時二於手元機二臨ニ懸引可致候事

御直書在中

親施公也

御直書在中

邦衛所勤中

育英館直掬大意

一 館中一都(途)懸り役之事

一 懸り役一応出萩趣意筋篤と申伺之事

一 懸り役八館中之惣(総)督二付用向之儀

一 八勘場出勤二而会議之事

但下へ之沙汰之儀八職重引請之事

一 稽古方之儀二付気付筋八文学八学頭武芸

一 八諸頭取へ篤と申合せ之事

一 稽古方之儀二付廉立之儀八懸り役出萩二

一 而申窺之上取行之事

一 用人へ館中目代役を兼帯二して日々出勤

一 稽古之盛衰稽古人之精不精克々見届時々印

一 封ヲ以テ及言上且番勤之節八直々言上勿論

一 之事

一 稽古出精二付賞美筋之儀八懸り役目代役

一 之気付も可有之且懸り役出萩之上活用之賞

一 格可申聞猶詮議之次第をも篤ク可申聞候事

又置事

一 当役中打廻にて政務取計一条之事

一 職座職掌之件公事郡方等之儀別局二いたし

度事

一 須佐目代之儀差止萩須佐目代役兼役之事

但萩用人役より兼帯之事

一 学政一致二付而は学頭座政務に参預(与

之事

加判 惣案見合 益田 丹下

加判 月番 増野 藤右衛門

年行司加判 栗山 翁輔

増野 作左衛門

大田 丹宮

用人役 石津 伝右衛門

萩須佐館中目代役兼事 入江 中左衛門

多根 順右衛門

小原 勘右衛門

波田 与一

本尾 官治

右真之大意二而引立方之細目八別紙二認

右育英館助教授

山下 少輔

右身柄一代平士二而仕方之事

同人

右育英館助教授

習字場書生引受ニして所勤

同人

右側役之用向聞せ候儀は是迄之通

註

右で見れば、山下少輔という人は低身分ながら優秀な才能を持ち、平士に抜擢されたことがうかがわれます。

以下は波田兼晏翁のあと書をされたものを巻末に併せて表装されたものと思われま

高正神公手書而育英館之幾(規)範也育英

館八益田家之邑校而品川希明、波田貞父、波

田嵩山、山科大室、小国船石其也幾名碩字罰

功者豈不成京(諒)然也安政之年慶心乃朝小国

武彝為育英館之祭酒(学頭)旺大義尊王之道而教育於学生篤

當時与吉田矩方(松陰)交儀繳親(こまやか

で親しい)終交換於学生而互振教鞭以来革新之

大業而明微皇道者肇茲於茲矣

後学 波田 兼晏

(解説)

高正神公手書ニシテ育英館之幾範也育英館八

益田家之邑校ニテ品川希明、波田貞父、波田嵩

山、山科大室、小国船石其他幾名ノ碩字(文学

者)罰功八豈どうして(諒)然成ラズヤ、安政

之年慶心之朝小国武彝育英館ノ祭酒トナリ大義

尊王之道ヲ旺ニシテ学生ヲ教育ス

當時吉田矩方ト儀ヲ交へ繳親終ニ学生ヲ交換

シテ互ニ教鞭ヲ振ヒ以テ革新ノ大業ヲ来シ而シ

テ皇道ヲ明微スルハ茲ニ肇リ茲ニ矣ル

古文書に出てくる

年月日や時刻方角について

古文書を調べていると年月日、時刻、方角などについて、私達が現在太陽暦で用いている数字的なものとは別な文字が出てきます。こつしたのものにも一通りの理解をもっておくことが必要ではないかと次にかゝけてみました。例えば、

寛政乙卯春三月と書いてあっても、それが寛政何年とは、今の私たちにはすぐわかりません。(寛政七年)

朔日とあれば「ついたち 一日 月のはじめの日」であり、晦日(みそか)とあれば「月の終りの日」大晦日は一年の終りの日(おみそか)です。

また、子の刻となれば夜中の十二時、午の刻とあれば昼の十二時、今の午前、午後はその名残です。怪談などに出て来る「草木も眠る丑満どき」とは午前二時にあたります。そ

のほかの時刻の呼び方としては、明け六つ 午

前六時、暮四つ 午後十時 また、上杉謙信の詩で有名な月「三更」とは子の刻、つまり夜の十二時、九つ時にあたります。

また、方角など、たとえば百人一首にある

わがやどは都のたつみ鹿ぞすむ

声聞く時ぞ秋は悲しき

の「たつみ」とは巽とも書き、辰と巳の間、つまり東南にあたります。

これは中国から伝わった「五行陰陽」の説にさらに日本的な要素が加わってできたものと思われる。古文書を読む時、こつしたことを或る程度知っておかないと、理解上不便なことがありますので、次に簡単な説明をのせることにしました。図解は角川書店、国語辞典から引用しました。

甲(きのえ)乙(きのと)丙(ひのえ)丁

(ひのと)戊(つちのえ)己(つちのと)庚

(かのえ)辛(かのと)壬(みずのえ)癸

みずのと)これは五行説の木火土金水で此の

世の一切が成り立っているという考え方で、

これに太陽と月(陰陽)が加わって宇宙が形

成されるという考え方です。この五つの要素

を更に細分化して、それぞれ兄(え)弟(と

)に分けて、きのえ、きのととしてくわしく

したものです。「えと」のことはの元と考え

てよいでしょう。

「十二支」

十干に合わせて更にこれを細分化して十二

に分け、これに動物の名を配したものです。

子(ね)丑(うし)寅(とら)卯(う)辰

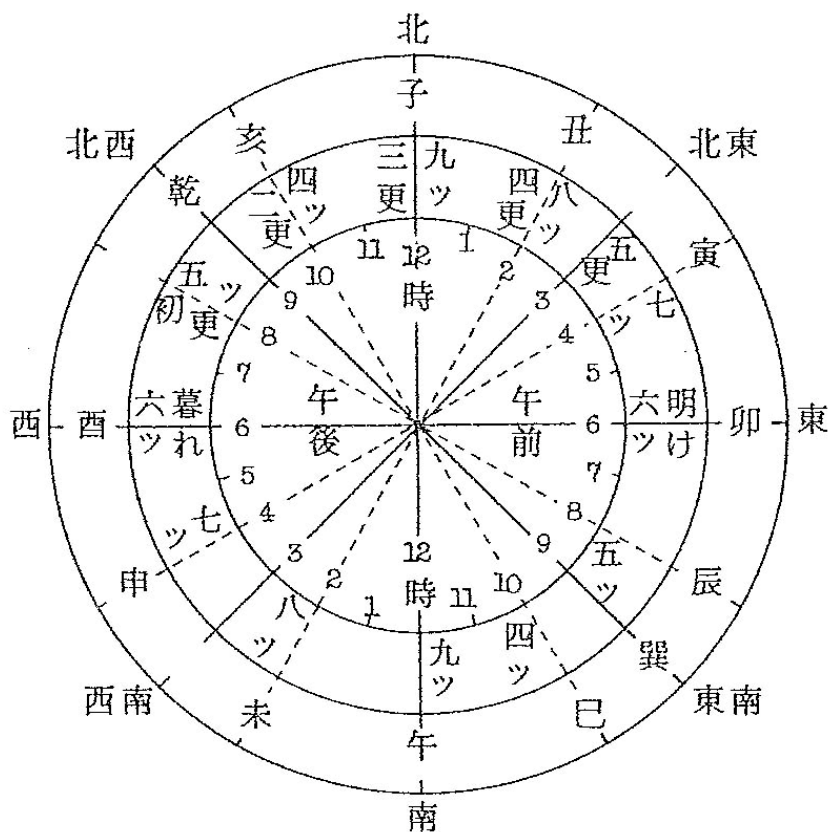
たつ)巳(み)午(うま)未(ひつじ)申

さる)酉(とり)戌(いぬ)亥(い)

普通にはこの二つを合わせて干支(えと)と

二云います。この組み合わせが六十年目に一周して

元にもどるので還暦と云います。



は方角

は時刻

内側の数字は現代の時刻